

オープンデータの動向

庄司 昌彦 ●国際大学 GLOCOM 准教授／主任研究員

2016年に「官民データ活用推進基本法」が成立、国・地方自治体・企業
がもつデータ活用の環境整備が進んでいる。オープンデータの活用は、
ビジネスモデルの進化、都市問題の解決やフェイクニュース検証、政策
形成の透明性向上、働き方改革などに役立つことが期待されている。

■官民データ活用推進基本法

「誰もが、いかなる目的でも、自由に使用・編集・共有できるデータ」と定義されるオープンデータを行政機関が積極的に提供し、その民間利用を進める政府のオープンデータ政策は、東日本大震災（2011年）の教訓をふまえた「電子行政オープンデータ戦略」（2012年）から始まり、5年以上が経過した。全ての府省のオープンデータを入手できるデータカタログサイト「DATA.GO.JP」には、1万9000件以上（2017年11月現在）が登録されているほか、政府CIOのウェブサイトでは民間による活用事例集「オープンデータ100」やオープンデータに取り組んでいる地方自治体の一覧表なども提供されるようになった。また、すべての府省のウェブサイトが準拠している「政府標準利用規約（2.0版）」という利用規約では、掲載情報は原則としてすべて出典を適切に表記すれば自由に改変したり営利利用したりすることができる、ウィキペディア同様のオープンデータとなっている。

●「基本法」成立後、着々進む「基本計画」

これらに加えて、2016年12月には「官民データ活用推進基本法」が成立し、政府がデータ活用を進めることの意義や体制などが法律によって

明確化された。この法律は、自民党、公明党、民進党（当時）、日本維新の会が与野党の枠を超えて議員立法で提出したもので、特定の省庁ではなく、さまざまな分野にまたがって、国・地方自治体・民間企業などが保有するデータの活用を進め、「個性豊かな地域社会の形成や新事業の創出、国際競争力の強化」などを目指している。また特に、日本の法律として初めてAI（人工知能）、IoT（Internet of Things）を定義しており、オープンデータを含む多種多様で大量の官民データを活用する環境整備により、AIやIoTを活用したビジネス創出や行政の効率化などが進むことも期待されている。

そしてこの法律に基づき、政府のIT総合戦略本部の下に首相を議長とする「官民データ活用推進戦略会議」が設置され、2017年5月には「官民データ活用推進基本計画」が定められた。2017年12月には全ての府省が保有している統計関連データ955件の棚卸し結果を公表するなど、官民データ活用の環境整備は着々と進んでいるといえよう。こうして政府の体制が強化されることによって、さまざまな分野で閉鎖的かつ限定的に公共データの提供や利用を行ってきたこれまでの縦割り型の業界構造が見直され、データの可能性を

引出す機会が多くの人々に開かれていくことが期待される。

●都道府県にも「活用推進計画」義務付け

またこの法律では、政府だけではなく都道府県にも「都道府県官民データ活用推進計画」を定めることが義務付けられ（市町村は計画策定の努力義務）、各地で計画策定が進んでいる。この動きを支援するために政府は計画策定の手引きや、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」、「推奨データセット（AED・介護サービス事業所・医療機関・指定緊急避難場所の一覧等）」といった文書をつつと作成している。

こうした動きをふまえ、2018年には、バラバラに進んでいた地方自治体のオープンデータ提供の標準化が進み、また単独では困難であった小規模市町村も都道府県の主導の下で足並みを揃えてオープンデータを進めるようになるだろう。さらに、都道府県単位で民間企業によるデータ活用の促進や、民間企業が保有するデータの取引や共有などが進むことも期待される。

■民間ビジネスと「都市」の動向

民間企業などによるオープンデータ活用事例は、データ活用の度合いやビジネスモデルが次第に進化してきている。

株式会社ウェルモの「ミルモ」は、厚生労働省と福岡市および自社のデータを組み合わせ、ケアマネージャーの介護施設探しを効率化するとともに、このサービスから得られる介護事業所の利用動向を分析することで、医療法人や行政向けのビジネスを築いている。

Coaido株式会社の「Coaido 119」は、心停止の現場に付近の救助者を呼び、AED（自動体外式除細動器）によって迅速に適切な措置を施し、命を救うためのアプリを提供している。この企業は

ハッカソンで作成したアプリが政府のコンテストで表彰されるなど評価を獲得する中で法人化し、投資を受けたり企業と提携したりすることでビジネスを成長させてきた。また公的な実証実験やクラウドファンディングによって支援者を増やしている。

オンライン家計簿である株式会社Zaimのサービス「Zaim」は、全国の地方自治体の給付金に関する制度情報を収集し、利用者の居住地域や家族構成などから「もらえる可能性がある給付金や手当・控除」を割り出してお勧めするサービスを開発した。近年は北海道室蘭市などとともに、地方自治体がオープンデータ提供する際の項目の標準化にも取り組んでいる。

名古屋市のつばめタクシーは、カーナビと人工知能を連携し、500m四方のエリア内、向こう30分間の需要を予測するシステムを開発した。運転手がカーナビの指示通りに運転すると本当に乗客を拾うことができるという。この事例は、タクシー会社が持つ乗降記録とNTTドコモが持つ人間の位置情報に加えて、気象データ・施設データ・イベントデータなどの公共系データを活用しており、ビジネス化の可能性が小さいともいわれる公共系オープンデータが人工知能による機械学習の素材として役に立つ可能性を示している。

●「都市」課題解決にオープンデータ活用

近年のビッグデータ処理技術の向上やオープンデータ政策の浸透を背景に、ICT企業や研究者、社会活動団体等から「都市」への注目が高まっている。全人口に対する都市部に住む人の割合は欧米で70～80%に達しており、今後はアジア・アフリカでも都市への人口集中が進む¹。その結果、過密化や多様な人々の共存に伴うさまざまな社会問題が生じるため、データを活用した課題解決が求められている。

温度、湿度、大気成分、音、住民の生活や経済活動の状況、その場所にあるモノのリアルタイムな稼働状況、その場所の歴史など、都市にはデータとして把握できるものが多い。データを社会的な資源として捉え、さまざまな種類のデータをビジネスや施策の素材として自由に扱えるようにしていくことができれば、官民の連携によって、社会課題を解決し、都市を魅力的な場所にしていくことができるだろう。

たとえば、米国ニューヨーク市のアプリ開発コンテスト「Big Apps」は、積極的な情報公開による行政機関の透明性の向上とオープンデータによる地域のIT産業振興を目的として開催されており、近年、ニューヨークにITベンチャー企業が集積し活況を呈しているひとつの背景となった。

スペインのバルセロナ市では、バス停や街路灯、ゴミ集積所などさまざまな場所に市がセンサーを設置し、都市空間の現状を表すデータを多種多様に取得するとともに、Sentiloというデータを一元管理するプラットフォームを開発・導入して活用を進めている。

また韓国のソウル市は「シェアリングシティ」を宣言し、シェアリングエコノミーを包括的な都市政策として進めている。企業支援のみならず市自身も積極的に「シェア」を実践しているその一連の施策を見ると、移動手段や空間、道具などの稼働状況をリアルタイムで把握し、その情報を元に多様なニーズとマッチングすることで、新しい価値を生み出したり効率化を図ったりする社会のIoT化をいち早く都市に実装し産業創出や福祉の増進をしていこうという戦略性が見える。

フィンランドのヘルシンキ市では、電車、路面電車、バス、タクシー、自転車シェア、ライドシェアなどさまざまな交通手段の駅・停留所や時刻表情報などを統合し、検索だけではなく予約や決済なども一気通貫でできるスマートフォンアプ

リが作られている。これはMobility as a Service (MaaS：サービスとしての交通) と呼ばれ、多種多様な交通手段の運行状況、利用状況、混雑度、駐車場情報、危険箇所や施設の位置情報などの情報や、決済サービス、交通施策なども組み合わせることで、都市交通の高度化を目指している。

東京都でも、2017年からオープンデータを活用したアプリ開発コンテストや、都内3地域を舞台とするオープンデータ活用に向けた「アイデアソンキャラバン」などを実施し、データ活用による都市の魅力向上に着手している。また官民の交通機関の協力によってアプリコンテスト「東京公共交通オープンデータチャレンジ」も実施されており、東京でもMaaSへの第一歩が始まっている。

■ファクト・エビデンスを求めて

●デマやフェイクニュースの事実確認に

ソーシャルメディア上では、しばしば根拠のない噂話や、何らかの意図をもって作られたデマが拡散される。また近年は、メディアによって政治的な意図を持って流される「フェイクニュース」も関心を呼んでいる。こうした嘘が実際に社会を動かす可能性もある中で、重要になるのが、ニュースなどの内容が真実であるかどうかを確認する「ファクトチェック」である。ファクトチェックは、メディアが行う場合もあるし、専門家や一般の人々が協力して自主的に行う場合もある。こうした事実確認を行うためには、社会状況や政府の政策などに関するさまざまな情報・データが、誰でも自由に使えるという利用条件で、また使いやすいデータ形式や方法で豊富に提供されている必要がある。オープンデータは、ファクトチェックを支える重要な社会インフラになりつつあるといえよう。

●政策形成、社会全体の透明性向上に

また、行政においても、誤った認識や特定の人の意思によって歪められることがないように、データに基づくロジカルな政策形成が求められており、官民データ活用推進基本法も基本理念の1つとしてEBPM（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策形成）を挙げている。すでに内閣官房行政改革推進本部は「行政事業レビュー（「事業仕分け」を継承したもの）」を実施し、総務省行政評価局も行政評価を行っているが、政府全体としてデータに基づく決定を行うためにも、使いやすいデータの重要性は高まっている。

また内閣官房と経済産業省は、データに基づく地方創生を目指して「地域経済分析システム」（RESAS）を以前から提供している。このシステムでは、地方自治体ごとに、どの産業が域外から稼ぎ、どの産業が雇用を多く生んでいるか、人はいどの時間帯にどこに集積しているか、人口構成はどのように変化するか、といったことを示すさまざまなデータを、利用者自身が自由に閲覧し、分析することができる。掲載データには国の統計だけではなく、民間企業が作成したデータも含まれている。官民データを活用したEBPM推進ツールといえるだろう。

世界的な動向を見ても、社会全体の透明性の向上を目的とするデータや文書の積極的な公開・提供の重要性は高まっている。たとえば「パナマ文書」等の公開に基づく、企業による脱法的な租税回避行動の追及でも、法人データベースなどのオープンデータが貢献している。

■デジタルガバメントと働き方改革

2016年から2017年にかけて、利用者の利便性が低い提出書類のあり方が見直されるという動きが文部科学省を中心として起こった。記入項目を

1セルに1文字ずつ入力させるなど複雑に作り込まれたExcelファイルの書式は、一部で「神（ネ申）Excel」などと呼ばれている。こうした書式の書類は印刷物としては見栄えがよいが入力者に多大な負担をかけ、提出書類をデータベース化する際にも再入力が必要になるなど大きな無駄を生んでいた。このような文書の書式や手続きを見直すことは、オープンデータとして使いやすい文書の作成に資するだけではなく、2017年に各所で話題となった「働き方改革」にも通じる。

●「デジタルファースト」で業務見直し

政府でも、「官民データ活用推進基本計画」の重点分野に「電子行政分野」を挙げ、2017年5月に「デジタルガバメント推進方針」を定めた。その中では、「デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革」「官民協働を実現するプラットフォーム」などの方針が定められている。具体的には、サービス利用者の手続きだけでなく、サービス利用の経緯や、利用後の行動、手続きの背後にある行政側の業務プロセスなど、一連の行為の全体像を捉えて最適化する「サービスデザイン思考」に基づく業務の見直しなどが記されている。

これは、情報・データのデジタル形式での取り扱いを第一とする「デジタルファースト」の観点から、情報の作成や処理、保存、提供など業務全体の見直しを行うということを意味する。このデジタルガバメント化が進めば、民間から行政に対する文書などの提出は最低限となり、業務がスムーズに流れ、守るべきデータを守りつつ、本来住民のものであるデータはオープンデータとしてスムーズに民間に提供するということができるようになるだろう。データ活用環境整備のさらなる進展が求められる。

1. United Nations "2014 Revision of World Urbanization Prospects"
<https://esa.un.org/unpd/wup/>



1996, 1997, 1998, 1999, 2000, ...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2018年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp

©1996-2018 Impress R&D